◎ 異動届出書の記入方法

異動届出書は異動日の翌月10日までに提出することが法律で義務づけられています

給与支払報告・特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

該当する年度または届出を「○」で囲ってください。

[✓ 令和６年度 （令和６年６月～令和７年５月の分）]	令和７年度 （令和７年６月～令和８年５月の分）	両年度	給与支払報告に係る届出

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

国分寺　　市長　殿

××年 ○○月 △△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

住所（居所）又は所在地	〒012-3456 ○○県××市△△１－２－３
フリガナ	マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社○×商事
個人番号又は法人番号	/ / / / / / / / / / / / /
特別徴収義務者指定番号	999999　※市町村ごとに異なります
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係　人事課人事労務係 氏名　特徴　花子 電話　000-000-0000（内線　123　）

給与所得者

受給者番号（整理番号）	フリガナ	コクブンジ　イチロウ	（ア）（注1）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日
123456	氏名	国分寺一郎　［旧姓　］	円	6月から	9月から	××・8・31
生年月日	[✓ 昭和]・平成　50年 1月 1日			8月まで	5月まで	
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000	円 35,600	円 104,400	
１月１日現在の住所	東京都国分寺市△△3-2-1					
給与の支払を受けなくなった後の住所						

（注1）令和７年の５月31日までに退職している場合は、前年度（令和６年度）の特別徴収税額を確認してください。

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の１月から退職時までの給与支払額
① 退職 2．転勤 3．合併 4．休職 5．長期欠勤 6．死亡 7．会社解散 8．住所誤報 9．その他（特別徴収不可）	1．特別徴収継続 2．一括徴収（１月以降は必須） （　月分で納入　） （　月　日納期分） ③ 普通徴収 理由　異動の事由のとおり	円 140,000 控除社会保険料額 円 60,000

※「９．その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が100万円以下）
2（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
3（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予　月	徴収予定額	額合計　と同額）
1．異動が　年 12月 31日までで、申出があったため（　月　日申出） 2．異動が　年 1月 1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	． ． ．		円

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒		氏名	
フリガナ			電話	（内線　）
氏名又は名称				

新しい勤務先では
月割額　　　　円を
　月分から徴収し、納入します。
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書　要・不要

※市記入欄
□ 抜取・差替
□ 督促・催告
□ 先行発送（通知書/納入書）
□ 連絡（　/　様）
□ コピー

入力	照合

異動届出書を市役所へ提出される日を記入

転勤、再就職により新しい勤務先に回送する際は、「給与所得者の個人番号欄」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人からの番号の提供を受け記入してください。

異動された納税者の税額通知書の住所を記入（特別徴収年度と同年の１月１日現在住所）

１月１日以降異動があった場合、最新の住所を記入

それぞれ、該当の番号に「○」を記入

転勤等の場合のみ新勤務先において記入

新しい会社にこの届出書を回送する場合は、個人事業主の方の個人番号は記入不要。

税額通知書に記載された異動者の年税額を記入

異動者の税額を何月まで徴収したか、また、その合計額を記入

（ア）の年税額から（イ）の徴収済額を差し引いた額を記入

当市の指定がある場合は、その番号を記入

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記入

該当する年度、届出に「○」で囲む

税額通知書に記載された指定番号と宛名番号を記入

異動届出書の内容について応答できる方の連絡先を記入

一括徴収した際の納入月、納入年月日を記入
※１月以降の退職の場合は、原則一括徴収になります（５月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がない、又は未徴収税額より少ない場合を除く。）

令和７年の５月までに退職している場合は、前年度（令和６年度）の特別徴収税額を確認してください。
（例）令和７年３月31日退職の場合
令和６年度の特別徴収税額（令和７年４、５月分）が未徴収の場合、異動届出書の両年度を○で囲み、
令和６年度の異動届出書をご提出ください。